

一般名処方に関するお知らせ

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

また、令和6年10月より、患者さんの要望を踏まえて一部の先発品（長期収載品）を処方等した場合、一部自己負担となります。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点などがありましたら職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。